

転入等に伴う食物アレルギー対応の手続きについて

府中市立学校給食センターでは、給食における食物アレルギー等で給食の摂取制限がある児童・生徒に対して、次の対応をしています。対応を希望する方は以下の内容を確認してお申し込みください。書類は学校から受け取ってください。また、給食センターのホームページに掲載されている「府中市立小学校(中学校)における学校給食食物アレルギーの手引き」もご覧ください。

★府中市の学校給食では、そば、ピーナッツ、ナッツ類(アーモンド、カシューナッツ、くるみ)は、原材料として使用していません。キウイフルーツは、当面の間使用しません。

《注意事項》

- ①給食センターで揚げ物に使用する調理油は、使用後に冷却し沈殿ろ過させて再利用しています。
- ②給食センターでは、同じ調理場内で複数の献立を同時に調理しています。このため、他の食品が飛散等により混入する可能性があります。

1. 食物アレルギー対応食(除去食・代替食)

対象食品	給食センターで調理する料理が対象となります。 ・卵(鶏卵、うずら卵) ・牛乳・乳製品類(ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳、バター、ホワイトゼリー等) ・甲殻類(えび、かに) ・果物(かんきつ類は除く) ★業者から直接学校に納品されるもの(パン、デザート、ドレッシング等)は、対応食を申請された場合でも提供されますので、必ず事前にご家庭で『使用食品原材料配合表』にて、内容を確認してください。なお、食べない場合は、家庭から学校に連絡が必要です。
対象者	食物アレルギーのため、給食の全部または一部を食べることができない児童・生徒 ただし、アナフィラキシーショックの既往がある場合は、対応を始めるにあたって条件があります。(※1) (※1) <u>学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に「アナフィラキシーあり」の記載がある場合は、必ず『F:その他の配慮・管理事項』の欄に、アナフィラキシーショックの既往の有無も医師に記載してもらってください。過去に既往があった場合は、医療機関で食物経口負荷試験を受け、必ずその結果を記入してもらってください。</u> 極微量で反応が誘発される可能性がなければ、給食(対応食も含む)の提供は可能です。ただし、極微量で反応が誘発される可能性がある場合には、ご家庭からの弁当対応をお願いします。
面談	対応食希望の方は、学校、保護者、給食センター栄養士が参加する面談を実施します。面談終了後、申込書の提出をしていただきます。 ★対応開始日まで給食は提供されますが、対象食品の含まれる料理についても、『献立細案』や『使用食品原材料配合表』を確認し、ご家庭での対応をお願いします。
その他	対応食を希望する場合は <u>必ず給食センターへご連絡ください。</u> 食物アレルギーの種類と症状、アナフィラキシーショックの既往の有無などをうかがった上で、対応食実施にあたっての条件などをご説明します。

2. 献立細案および使用食品原材料配合表の送付

献立細案等により、給食を食べられるかどうかをご家庭で判断していただきます。配布を希望する場合は、学校ともご相談ください。給食センターホームページ内「アレルギー対応食について」でも確認できます。

・献立細案…給食の使用食品名および1人分の使用量を記載したもの

・使用食品原材料配合表…調味料やパン等に使用されている食品の原材料・配合割合を記載したもの

対象者:食物アレルギー等のために給食の全部または一部を食べることができない児童・生徒

※年間・学期の使用食品原材料配合表は、学校より受け取ってください。

※書類を提出した月の献立細案と使用食品原材料配合表は、配布が間に合わない場合がありますので、学校より受け取ってください。翌月からは、給食センターから学校を通して、個別に配布します。

3. 飲用牛乳類の除去

飲用牛乳および飲用牛乳に代わる乳製品(ミルクコーヒー・ドリンクヨーグルト・乳酸菌飲料等)を除去します。飲用牛乳のみの除去や一部除去はできません。

対象者:食物アレルギー等のために飲用牛乳類を飲用できない児童・生徒。

※食物アレルギー以外の理由(乳糖不耐症等)で飲用牛乳類の除去を希望する場合

医師による、飲用牛乳類の除去が必要であることが分かる診断書等の提出をお願いします。形式は問いません。なお、文書料が発生する場合は、保護者負担となります。

提出書類

①第1号様式 食物摂取制限に関する申出書:保護者が記入

②学校生活管理指導表(アレルギー疾患用):医師が記入

※全ての対応で、上記2点の書類の提出が必要です。

提出期限

毎月20日までに給食センターに申出書が届けば、翌月から対応します。

※対応食は、面談を実施し、申し込み手続きが完了してから対応開始となります。

提出先

在籍する小学校、中学校

注意

期日までに書類の提出がないと、対応が遅れる場合があります。

★学校に相談した結果、給食を全て食べない、または、飲料の提供のみを受け、弁当を持参する方は、申請により助成金の交付を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

問合せ先:給食センター 給食費担当(042-366-8375)

問合せ先

府中市教育委員会教育部学務保健課 給食センター アレルギー担当

電話 042-366-8376

FAX 042-340-7127

給食センターHP <https://www.fuchu-tokyo.ed.jp/lunch>

※電話でのお問合せは、平日の午前8時30分～午後5時00分までをお願いします。



給食センターHP
二次元コード